社会福祉法人伊勢崎市社会福祉協議会役員等の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人伊勢崎市社会福祉協議会(以下「本会」という)の 定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬の支給及び算定方法)

- 第3条 役員等には、別表に定めるとおり報酬を支給する。
- 2 この法人の職員及び行政職を兼務する役員等に対しては、報酬は支給しないものと する。

(報酬の算定方法)

第4条 報酬等の額は、別表に定めるものとする。

(報酬の支給方法)

- 第5条 役員等に対する報酬の支給時期は、別表に定める時期とする。
- 2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機 関に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬 の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人伊勢崎市社会福祉協議会役員等の報酬規程(平成25年6月1日施行)は、廃止する。

(別表)

役 職 名	区分	金額	支 給 時 期
会長	月額	100,000円	毎月21日に支払う ただし、当日が休日及び金融機関の非 営業日の場合はその前日とする
副会長	出席回数	3,000円	半期毎の直近の理事会開催日に合わ せて支払う
理事・監事	出席回数	3,000円	半期毎の直近の理事会開催日に合わ せて支払う